

お、実際の課税にあたつては、従前の経緯にも顧み、関係医師会及び齒科医師会と緊密な連絡を図り、趣旨と取扱の徹底に努め、課税事務の円滑な運営に遺憾のないように期されたい。

この通達をあらためて出して、先ほど最初申し上げました通達の趣旨が十分徹底するようにいたして、おる次第でございます。

なおこの問題に關しましては、いろいろなきさつ等もありますので、私どももいたしましては、今読み上げました二つの通達の趣旨の徹底につきましては、今後におきましてもさらに一層遺憾なきを期しまして、この問題が円滑かつ公正に処理できるように努力いたしたいと考えておる次第でございます。

○春日委員 なおこの際あわせて伺つておきたいことは、健康保険法その他船員保険法、共済保険法、国民健康保険法、労災保険法、生活保護法、結核予防法による治療、こういうような社会保険治療に關する給付であります。これは現金であらうと現物であらうと、課税の対象としてはならない旨法律に規定されておるのであります。このことは、すなわち給付されたところの金品の實際的效果を保つための措置であらうと思つてあります。従つてこの法律の精神は、社会保障につながらるあらゆる施策を通じて、政府において十分尊重をされなければならぬと思つてあります。しかるところ、医療給付によつて支払われるところの医師への報酬が課税の対象となり、そのならば、税金額だけ、その実額だけ給付の實質的価値を減損することは明らかであるのでございます。従つて私がかこの機会に強調したいことは、社会保障

險による医療報酬は、国が規定した政策単独であつて、しかも現行単価は日本医師会の要求した額をはるかに下まわるところの額に抑えているのである。従つて現行単価においても、すでに完全治療を危ぶまれるような向きも無いわけでもないでございまして、そこで法定単価の中においては、いろいろの所得税というものは含まれていないと見るのが常識であらうと思つてございまして。一口に言へば、そういうような社会保険の關係立法の中には、金銭であらうと物品であらうと、この法律に基く給付には税金をかけないやうに規定が一方にあるのだ

が、その法律の精神を尊重するならば、その給付に基く治療の効果を減殺するやうな医者に對する税金をかけるというやうなことは、この法律の精神に違反をすると思つ。しかも一方医師が要求しておる一点単価と、政府の規定しておる一点単価との間には、すでに大きな開きがあるのだ。これは医師の犧牲的經營によつてこの保険法が保たれておるといふ立場において、保険による治療の収入に對しては、むしろ課税すべきではないものやうに考えるのであるが、この問題について草葉厚生大臣はどういう御見解をお持ちになつておるか、この機会に御答弁願ひたいと思ひます。

○草葉國務大臣 お話の点につきましても、一点単価を計算いたします場合には、いろいろ議論がなされた点であるに記憶いたしております。従いまして、従来それらの経緯にかんがみまして、ただいま國稅庁長官から御答弁申し上げましたやうに、二十六年、二十七年におきまして、臨時的の特別処置

を講じながら、二十八年もただいま講ぜられましたやうな方針によつて、この課税の問題は特別に取扱うという行き方であつております。ただ現在の税制上では、今御質問になりました点がはつきり現れてははいないと思ひますが、そういう点を含みながら、従来課税をなされて来たのだと思ひます。

○春日委員 私の質問しておることは、そういうことではないのであります。この社会保険の關係法律の精神は、これによつて給付されるものが、金銭たるものと物品たるものとを問わず、一切の給付に課税するな、そのことは、すなわち給付の価値を保つための法律措置であらうと考えるのであるが、医者に對して一般の事業と同じやうに課税をするといふことならば、その一点単価の中には医者の經營から生じて来るところの税金も含まれておらなければならぬ、ところが一点単価たるや、医師が十五円にしてくれといふのを、現在の保險會計の中にはそういう財源はない、一円上げれば五十億も費用を要するのだから、四円も五円も上げるといふやうなことはできない、こういうことで、とりあえず彼らの要求にもかかわらず、はるかに下まわるところの十二円五十銭でありますか、今それで押えておるわけなのであります。従つてその中には、税金といふものはほとんど考えられていない、そこで二十六年、二十七年の特例によると、二四%ないし三〇%といふことで取扱われて来たおつたのではあるが、その低

い税率そのものといへども、やはりこの社会保険の法律の精神からいふならば、そういうものは免税すべきである、こういうやうに私は考えるが、基

本的なあり方として草葉大臣はどう考へておるか。たとへば地方税においては、事業税は、保險診療給付の収入に對しては免税にしておる。これは法律の精神を重視して地方税はそういう特例を設けておる。従つて國税といへども徵税の精神においては地方税と何らかわるところはないのですから、國税においてもそれを免税にするのがほんとうだと思ひ、しかも社会保険の精神はそこに基本的なものがあつて、神はそこを基本とするのがあつて、大臣は現在それに税金がかかるつておることについてどういふ考へ方を持つておられるか、このことを御答弁願ひたいと思ひます。

○草葉國務大臣 御質問の点はごもつともな点と存じます。ただ現在の税法上の建前からいまして、課税の對象に一応なつておると思ひます。將來社会保障の体系から考へて、これらの社会保障に對する課税の問題を、課税の對象にしない方針をもつて参りますこと、これは社会保障の進展の上につこうなことはございしますが、現在はただいま申し上げましたやうに對象といたしておるわけでございます。こ

ういふ点でございます。

○春日委員 それでは、大臣としての個人的御見解が、あるいは責任ある御答弁か、それは別といたしまして、いづれにしても、この社会保険収入に對する課税のあり方といふものは、趣想としてはこれは課税せざるにしか、しかし現段階においては、いろいろな情勢上課税の對象としておるのだ、こういうやうに了解をいたしまして、質問を進めて参りたいと思ひのであります。

そこでこれは植木政務次官にお伺い

いたしたいのであります。二十六、二十七の両年度において、医師並びに齒科医師会に對してこういう特例措置が講ぜられて参りましたことといへども、當時の日本医師会並びに齒科厚生大臣との覚書によりますと、これは覚書に示されてあります通り、一点単価を上げるわけには参らない、それは保險の經理内容が許さない。従つてこれは当分の間とにかくこの税金に對して特別の措置を講ずるから、つまり大臣から、一点単価を上げぬかわりに税金に手かげんを加える、税金を安くするから、そういうことで妥結を見たことは次官も御承知の通りであらうと思ひのであります。しかるところその後におきまして、一点単価の値上げされたこともございせん。客觀的情勢においては何ら異同のない現段階において、この特例措置を廃しまして、やうして収入マイナス經營といふ、やういふところに課税するといふことは、この原則的なところで課税に臨まれるといふことにはいたしたならば、その結果医師の經營並びに患者の受ける不利益、こういう面はどういふ影響をもたらして来るかといふことについて、いづれ御検討相なつておると思ひのであります。これに對して政府当局はどういふ見解を持つておるか、この機会に御答弁を願ひたい。

○植木政務委員 お答え申し上げます。私はいわゆる社会診療の一点単価の問題と、やうして課税上の取扱ひの問題に關連しまして、今のお話のやうな、一点単価を一定のところを押へておくから、従つて所得税の取扱ひの上において一定の標準率で所得を計算するといふことには、個人的の

意見としましてはいかがかという疑問をつとに持つておりました。もちろん社会診療が非常に大切な問題であり、それに關連して単価の問題、それに關連して所得税の問題、ここにいろいろ關連のあることは十分承知しております。しかしながら、医業所得に對しての所得の計算にあたつて、一般の所得の取扱いと全然異にして、標準率をもつてやるといふようなことがはたしていいかどうかということには、私は疑問を持つておりました。ただ所得の計算にあたりまして、医業は医業としての特典ないう／＼な経費も、研究の費用もあるだろうと思ひます。そうした過程において十分手心を加えて行くことと申しますか、実情に即して行くこととは、これは必要がある、かように考へておりますので、今仰せになりまして、二十六、二十七年において標準率を使つた、それが今年二十八分については標準率を使わなくなる、それは社会診療にどういふ影響を及ぼすか、お前はどうか考へるかと言われましても、私自身としてはむしろ今回政府が考へております、あるいは、税務当局が実行しようとしておりますように、なるべく実情に即した調査をして、そうしてその調査の上において、必要なる経費の見方その他について医業には医業の特殊の状態があることを十分頭に入れて、そうして課税をして参る、これが最も正しい方法だと私は考へます。

○春日委員 政府が今までやつて来たことは非常に間違つておる、だから今回改めるんだ、こういうことでありますけれども、私はこういう御答弁を政府からいいたくということは無責任き

わまると思ふ。大体あの困難な全国の医師会と厚生省、政府との交渉において、當時あらゆる条件が出されて、そして政府は政府の立場において、しかも税制百設との均衡の上に立つて決定した措置、すなわち二五%ないし三〇%によつてするんだという決定、これは相當權威のあるものであり、しかもそういう決定を行つたところの当事者である政府は、その決定に對して相當の責任を持たなければならぬ。二箇年やつたことは実は間違つておつたんだから今度かえる、こういうような一片の逆辭でもつて、この重大な問題が解決できるものではない。無定見、無責任のそしりを受けることは免れないと思ふ。そのことはすなわちこの二箇年にわたつてやつたことに對して、これは相當の理由があつてやつたことであつて、しかもそれは二箇年の長きにわたつてその実績を持つてやつたことについては、それはたゞ今まで間違つておつたといふことでなく、そうやらなければならぬのは、それだけの理由があつたのだから、その理由にさかのぼつて、さらに按本據源的な検討を加えて、どうしたら医者が保険法に基くところの患者に十二分の診療サービスをを行うことができるか、こういうことを私は検討し直さなければならぬ問題だと思ふのであります。この点はあなた方が朝令暮改であつて、きょうやつたことをあしたかえるといふ、そういうのであらぬ政策であるならば、何をか言わんやであるけれども、少くとも責任ある政府が、みづからやつたことを顧みて、これを属例する、そうして今度やることだけが正しい、こういうことを言われるならば、やがて二、

三年たてば、あのことも間違つておつた、このことも間違つておつたということになれば、國民は一体どこに信頼をつないで行つたらいいのか。この点は政府においてみづから十分御反省願わなければならぬ問題だと思ふ。そこで私はこの機会に特別伺ひたいことは、医者が今度税金が課せられるとは、医者が今度は税金が課せられる、さらに多く課せられるという形に相なりまして、これは現実の問題として、保険患者をさらうような形になりはしないだろうか。あるいはあと二、三本ベニシリンを打てば完全治療ができるのだが、これは保険患者としてやつたものではそれほど合ふから、あとの分は自由診療でやつてもいい、こういう形になつて、一部は保護診療、一部は自由診療というふうなことで、せつかくのお医者さんの治療がやみ治療になつて行くというふうなことは、これは重大な問題であると思ふのであります。そういうふうな一連の影響を通じてしわが寄つて来るものは、患者大衆に對するところの影響となつて来るわけでありまして、わが國が置かれておる段階は、社会保障制度はあくまで拡充強化して行かなければならぬ。しかししてこの社会保障制度の腰骨をなしておるものが、医療保障の現場においてそういう悪い影響をもたらし、しかもやがてはこの医療保障を破壊崩壊に導くようなことがあつては、問題は重大だと思ふ。従つて政府は今何種特別な措置を講じようとしておるのでありますけれども、どうも平田長官の答弁によると、これは格別そう大して税金を余分にとれという指令を出したわけではないと言つておられ

るが、現地における状況というものは、そんななまぬるいものではない。結局去年の三割増とか、あるいはひどいところになりますと、去年の二倍、三倍というふうな課税が行われようとしておつて、これが全国的な大きな輿論となつてわき起つておるわけでありまして。この問題について、国税庁長官はどういう考へ方を持つておられるか、こういうふうな一片のあなたの通達によつて、社会保障制度並びにその背景であるところのこの社会保険制度が大きく動揺しようとしておるのだ、あなたの一片の通達でその問題が完全に解決されると考へておられるか、あるいはそこには何らかの立法措置を講じて、その心配を除去しなければならぬと考へておられるか、この点をお伺ひしたい。

○平田政府委員 従来の通達を改めましてのことにつきまして御批評があつたのでございしますが、私も最初そういう通達を出しましたのは、単純が上らなくて、お医者さんの報酬が非常に少い、そういう場合でありますれば、あまり無理にいかぬという趣旨におきまして、所得率が非常に低だらうといふことで、実は率を示してやつたわけでありまして。しかしその後いろいろ調べました結果によりますと、先ほどもちよつと申し上げましたように、収入に對する医療の所得というものは、人によつて非常に違ひ、一率の率で行きますれば、お医者さんの中におきましても非常に不公平を生じて来るので、こういう方法で行くのはどうしてもやはりおもしろくないというところを強く感じまして、先ほどから申し上げるように、むしろ収入と支出をよく調べまして、その支出を明細に、しかも政務次官が先ほどお話になりましたような医業の特殊性に應じました経費の見方は十分に見る、そういう行き方であつて、一番親切かつ納得の行くゆゑんであらう、こういう趣旨におきまして、こういうふうな通達を出すことに今年度といたしましてはいたしたのであります。こういう趣旨にいたしますれば、課税の一般の方針にも即応し得ると私は思ひますので、今度のような、特に医業所得についての所得計算に對する中央からの通達、一般の方針にも反してない次第であることを申し上げておきます。

なお趣旨の徹底につきまして、これは私も当然の責任でございします。従来ともいろいろ情報等も流しまして、円滑に行くように努めておるわけですが、問題はいきさつにかんがみまして、私は非常に注意して実は見えておりますが、むしろ私どもの見たところによりますと、全部であります、が、相当多くの税務署におきましては、大体円滑に話が進んで来つたところ、きまつたところもあるし、来つたところもあるとあります。しかし御指摘のように一部のところでは、どうも話が円滑に進まないところがまだあるように私どもも耳にいたしておるのであります。従ひまして、先ほど説き上げました第二回目の通達を出したわけですが、これは、趣旨の徹底徹底をはかるとも当然の責任でございします。なお趣旨の徹底徹底につきまして、とにかく一段の努力をいたしたいと思ふ次第でございします。もしも現場におきまして何

か特別な事情があつて問題があるような場合におきましては、国税庁からしめるべき人を派遣しても円滑に行くように片づけた。趣旨の徹底をはかりますのも私の責任でございますので、この機会にそのことをはっきり申し上げまして、御了解を得たいと思ふ次第であります。

○春日委員 ただいまも申し上げましたように、この問題はきわめて重大な問題でありまして、この税金の問題を通じて、この社会保険制度そのものにあるいはびびり入るのではないかとすら案じられておる。こう言へば私の過大な表現であるというそりがあるかもしれないけれども、このことは、二年前の一点半額の値上げの要求が医師会から出されたときに、その要求が通らなかつたのが、通らないならば、医師会はこの保険治療を繰返すというふうな重大な段階に入りまして、ときに、それならば税金で調節するからひとつ納得してもらいたい、税金のことで問題が解決しておるのではありません。ところがこの税金の問題は徴税上疑義があるから、これは白紙に返すのだということになつて来れば、医師の要求というものは、結局ベテスにかかつたような形になつてしまふのでございます。従つてこれは結局重大な結果を招いて来る、こういうことになつては、従ひまして私は平田さんにたいへん失礼であります、こんな重大な問題を一国税庁長官の通達でもつて、いろいろと自由裁量するとか留意するとか、そんなことで許さるべき問題ではないのでございまして、結局これは立法措置によつて、あらゆる場合を想定し、法の完璧

を期した立法のことを考えることが政府並びに国会の責任ではないかと思ふのであります。この徴税の具体的な内容については、これは法律が直接にあらゆる場合を規定しなければならぬ問題である。あなたの通達の内容をいろいろ読んでみますと、これを税務当局の便宜的な裁量、あるいはまた独自の認定、こういうふうな結果にゆだねられておるというものが多分にその中にあります。現に一月十九日の「直所五十五」の国税局長のこの「直所五十五」の国税局長のこの通達におきまして、冒頭にこういうことが書いてある。すなわち「従来事業所得者が支出した接待費、交際費、寄付金その他の家事関連費は、所得計算に當つて必要経費に算入する部分としない部分との限界が必ずしも明確でなくその取扱が区々にわたつていふと認められる」従つてこういうふうな医院といふ、一般の税額を決定する場合において、あなたがみづから言つておられるように、限界が明確でなく、しかもその取扱が税務署によつて区々になつておる。こういうふうな問題こそ、われわれは国会と政府の責任において説明、解決しなければならぬと思ふ。すなわち直接あらゆる場合を想定して、いかにこれを課税するかという基準を規定しなければならぬと思ふのであります。それでさらに伺ひたいことは、あなたの通達の中に、第一項目から第五項目まであつて、こういうふうなものは経費として見てやれといふことがいわれているわけでありまして、ところがその中にいろいろ「研究する場合の施設」「研究用機械の購入費その他これらに

準ずる資本的支出に属する費用は、その償却額を研究費としてその年分の必要経費に算入するものとする」ということが書いてある。このことは明らかに法律違反であります。こういう特別措置を講じたと思ふならば、これは租税特別措置法の中にこれを制限列挙して、こういうことができるというように規定しなければならぬ。さらにその次に、圖書の購入費は必要経費に算入してもいいといふことを言つておるのだが、海外の医学の本を尾大に買つて、その圖書を充実して行くといふことになれば、それは極端な場合を言へば、何十万の支出でもそれは必要経費とみなすことができるが、こういうふうなものは明らかに資産であり、資産がふえたものを経費としてみなせといふような権利を一体だれがあなたに与えましたか。そういうふうな権利をあなた方が行使しようと思へば、それは法律によらなければならぬ。われわれが審議しております租税特別措置法たるや、所得のあるところに課税しない場合はどうしたらいいかといふことのあらゆる場合を規定して、そのことをそこへ明確に制限列挙の形で示しております。今までのような三〇％前後の課税標準が間違ひであつたと言われているのだが、それならば、今度のこの三月四日の通達こそさらに間違ひである。法律違反には何らかわりはない。植木政務次官は、この三〇％に押えたことは法律違反であつたが、しかしながらこの資産がふえてもこれを経費とみなすといふ通達は、法律違反でないと考えられているかどうか、この点を植木政務次官から責任ある御答弁を願ひたい。また国税庁長官

は、みづからの通達によつて、所得のあるところにこれを損失とみなすところの権限をいかなる法律の根拠によつて与えられているか、この点を明確に御答弁願ひたいと思ひます。

○植木政務委員 ただいまの御質問中に、先ほど私のお答え申し上げた言葉が、十分であつたからかもしれないませんが、二十六年、七年における標準率適用の問題が法律違反であつたとか、あるいは過去のやり方が全然間違つておつたのだと私が申し上げたようにおつしやいましたけれども、私自身先ほど申し上げましたのは、個人的見解としては、こういうふうな考えをいたしました、疑問を持つておりましたといふことを申し上げたのであります。政府のあつた措置を講じたのにつきましては、それは相当の理由があるのであります。すなわちその理由と申しますのは、いわゆるあの一点半額の引上げの際におきまして、税法の上で、従来の課税上の取扱が必ずしも適宜でなかつたがために、いわゆる単価の上でも、もつとたくさん出してもらいたいといふ要望の出でることは、おのずからその実情から察せられるのであります。そこで一体どの程度の課税が適正であろうか、適宜であろうかといふことを考えた場合に、当時政府の持つておりましたいろいろの資料から判断いたしまして、一つの材料として、しかも営業所得に対して、でし得る限り今言つたような社会診療の目的も達し得るやうに、経費も寛大に見るやり方で行くとはほどんなどころに率が行くだろうかといふ一つの目安がいわゆる三〇という標準率になつておつた。だから三〇という標準率を当時一応使つて

みたのであります。しかしこういう率をある業態について全部一律に適用するといふことは、所得税法の考へていふところではございせん。他の業態との間の権衡も乱れます。そこでいろいろその間におきまして実情調査をやつてみたところが、中に、なるほどあの率では安過ぎるという場合が出て来るものがわかりましたから、今度はなるべく適宜な課税をして行くのが一番よろしいといふので、実情調査といひますか、実際の調査をできるだけたくさんして、しかも医師の診療意欲と申しますか、いわゆる患者に対する態度がなるべく親切に行われるやうに、それには税法上認められるところの経費はできる限り経費として認めて参る方が一番適宜だ、それの方が他の業態との間の権衡がとれるだろう、こうした考え方で、二十八年度からは、先ほど来申し上げているやうな趣旨によつたのであります。

なお今回のこの通達の趣旨につきましては、長官からも申し上げますが、やはり医師によつてどれだけの研究費を買つか、いろいろ場合によつて違ひますが、これをみんな必要な経費として認めるというのではなしに、おのずからそこに普通の場合における各医師の間の権衡といふことも考え、実情に即してこの通達が適用されるものと私は考へておる次第であります。

○平田政府委員 ただいま一月に出しました通達が、法律の趣旨に照してどうかといふお話でございますが、現在も直接医療の施設の償却費は、当然これは経費に見ております。これはもう所得税法の原則上当然なことでありま

して、事実の調査がなかくはつきりしない場合もございますが、これをはつきりさせていたしております。そこでここに特にうたいましたのは、研究室とか、研究所をつくつた場合には、はたしてそれが医療のためにすぐ必要なものであるかどうかということにつきまして、先ほど申し上げましたように、一般にはつきりしないことがあつた。それを今回、社会保険診療のように入収入のはつきりしている場合におきましては、経費の方もよくつづつていなければならない方がよいという趣旨からいたしまして、研究室をつくつた場合、その資本支出そのものを経費に見るわけではございません。この方は、もちろん年々の償却額を経費に見るということにいたしておる次第でございます。

それから図書につきましては、これは通常の場合におきまして、お話のようない例外があるかもしれません。図書を購入しまして、あとで処分するような場合の処分差額、その差額を何年かで償却して行くというのが、よくつづてやがましく言いますとそうなるわけでございますが、お医者さんのような場合、特に医療をやつて行く場合は、ほかの場合と違ひまして、医療に必要だといふことが比較的認定しやすい。従いまして、新聞、雑誌、図書類等と書いてありますが、そういうものはその年の経費に見てよいだろうといふことであります。しかしお話のように、非常に高価なもの、何年かの所得に相当するものなものを一時に購入した場合になおかつ認めるかといふと、その辺は随時の常識でおのづから限界がつくものと考へている次第であります。

○春日委員 それはいかぬですよ、そういう御答弁は。あなたの通達によりまして、法律でさしつかえない範囲のもの、すなわち家事の経費であるとか事業の経費とかいうものは、この通達があつたとなつたと、これは当然経費として控除されるべきものなんです。そうして普通の法律で控除されないものがここにあげてあるのが、建設費とか、あるいは研究機械の購入費とか、あるいは書籍、新聞の費用とか、獣を買つて売るといふような費用、こういうような資産的なものを経費に見ることは、いづれにしても——合理化法に基く償却の年限制限法等もこの間通産委員会が議論したところであるが、さらにまた先般私が税法の討論の中で述べたように、とにかく六百何十億にわたる大企業に対する減税の特例措置も講ぜられておるのだが、そういうようなことは、国税庁長官の独断にゆだねられてはいない、そういうようなことはすべて立法措置でなければならぬのです。だから資本的支出に対する費用をその年の経費に見るといふことは、それは法律違反なんです。法律違反であることにはかわりがないのです。法律違反でない分は、医者であらうとげた屋であらうと現に法律で認められておることで、いまさらあなたの通達をまつまでもないのです。従いまして、あなたの一月十九日の通達は、これはあまり権威のないものであるといふことを私は申し述べたい。さらにまた、これを一步進めて言いますと、獣と書いてある。その獣にはモルモットから象までありますが、一休牛や馬はいけぬのか、ライオンはいけぬのか。モルモットは何十四、何千匹ま

でいるのが——税務署員の自由裁量で、そこへ行つて見て常識といつたところで、常識のレベルは教養や、知識、その置かれておる環境によつていろいろかわります。従つてその人が認定しなければならぬ、判断をしなればならぬ。そういうようなばかげた通達は権威のないものであります。あなた方は、過去を顧みて三〇％にきめたが、権威がなかつた、そこでどういふ方式に改めたと言つておられるが、改める限りは、過去のあやまちを余すところなくこれを補充して完璧にしなければならぬ。ところがこの一月十九日のあなたの通達たるや、こんな通達がなくとも、経費と認められるものを指摘したり、あるいは法律違反に問われるようなことを指摘して来ている。しかもその指摘した五項目の中には、税務署員が一々判断をしなければならぬ、自分が判断できなければたれかに相談しなければならぬようなことがある。こういうようなこともつてこのような社会保険の税金の問題の解決がつくでありましょうか。私が今申し上げたことに何か説教があるならば、あなたから十分伺いたい。私はあが今申し上げたように、税務署員の認定、推量、判断、しんしやく、裁量、そういうようなことによつて税金を査定されると、一方において安易に人がある、一方において高い人があり、これはすなわちなほはだしき不権衡、不正といふことになつて参る。このことがあつてはならぬといふのです。従いまして、私が主張したいことは、二箇月前にああいう決定をしたこと

は、おそらくはそれだけの事由あつてのことではなければならぬが、その事由をさらに深く検討して、たとえば保険の収入といふようなものは、これはリストによつておのづから明白でありますから、これをどこまでかしたり、インチキするといふことは断然不可能であります。これはガラス眼の中での経営のごときのものである。たとえば今八百屋だとか、他の事業についていろいろ権衡を失つると言つておられるが、げた屋とか八百屋とかいろいろお互い商売をやつておるのだが、そういうような商売の収入は、タバコとかあるいはまた医療だとか、あるいは保険治療だとか、こういうものの収入とはおのづから性格が違つておる。實際も全然異なつたものであつて、こんなことに権衡を失するといふのはへりくつなんです。これは権衡を失しない、そのものずばりです。たとえば、保険治療をやつておるのとは医者や歯医者さんではないのだから、そういう問題につきましては、別に権衡を失するようないはない。私思うに、この際法律の欠陥があるならば、ひとつ立法措置をして、会計検査院がいろいろ疑義を抱くような困難をこの法律の上で措置してはどうか、かようなことを申し上げておるのでありますが、幸いに租税特別措置法を今審議しておるこの機会だから、記録にとどめるために一口申し述べておきますがこの租税特別措置法の中で、価格変動準備金百五十二億、所得のあるところにこれだけのものを控除することを認める、貸倒れ準備金六十億、退職準備金二百二十三億、それから電力会社がうけておるが、しかしいつ漏水するかもしれない、その

ときの準備金として二十億、こういうものを認めておる。それから船舶会社の特別修繕費五億、異常危険特別積立て、これが炭鉱の場合においては十五億、それから保険会社の違約損失が六億五千万、輸出関係において五億、増資配当控除二十二億五千万、新築床に関する特別措置二億、こういうふうな、所得のあるところには課税しなければならぬのだが、しかし政治的に大所高所から考へて、これに課税しない方がよいと考へた場合においては、これに課税しないところの立法措置といふものは、かくのごとく六百何十億の減税措置が講ぜられておる。そういうことが保険診療にだけできないといふはずはないじやないか。私は、なぜ大胆にこの問題を取上げておやりにならないのであるか、この点も重ねて草葉厚生大臣からひとつ信念に満ちた御答弁をお伺いしたいと思ふのであります。

○平田政府委員 前段に所得計算のことにつきまして御意見がありましたので、私からそれにお答えいたしたいと思ひます。

所得計算に關しましては、春日先生も御存じのように、実は税法では、収入金額から必要な経費を控除して計算する、それが大原則であります。それに關連しまして、若干の重要事項につきましては御承知の通りであります。その中に家事に關連した経費をどう見るかといふことも、税法にはある程度基準は示しております。しかしそれを具体的に解釈をし、適用して行きますのは、これはなか／＼簡単に問題がきまらな

は、おそろくはそれだけの事由あつてのことではなければならぬが、その事由をさらに深く検討して、たとえば保険の収入といふようなものは、これはリストによつておのづから明白でありますから、これをどこまでかしたり、インチキするといふことは断然不可能であります。これはガラス眼の中での経営のごときのものである。たとえば今八百屋だとか、他の事業についていろいろ権衡を失つると言つておられるが、げた屋とか八百屋とかいろいろお互い商売をやつておるのだが、そういうような商売の収入は、タバコとかあるいはまた医療だとか、あるいは保険治療だとか、こういうものの収入とはおのづから性格が違つておる。實際も全然異なつたものであつて、こんなことに権衡を失するといふのはへりくつなんです。これは権衡を失しない、そのものずばりです。たとえば、保険治療をやつておるのとは医者や歯医者さんではないのだから、そういう問題につきましては、別に権衡を失するようないはない。私思うに、この際法律の欠陥があるならば、ひとつ立法措置をして、会計検査院がいろいろ疑義を抱くような困難をこの法律の上で措置してはどうか、かようなことを申し上げておるのでありますが、幸いに租税特別措置法を今審議しておるこの機会だから、記録にとどめるために一口申し述べておきますがこの租税特別措置法の中で、価格変動準備金百五十二億、所得のあるところにこれだけのものを控除することを認める、貸倒れ準備金六十億、退職準備金二百二十三億、それから電力会社がうけておるが、しかしいつ漏水するかもしれない、その

は、おそろくはそれだけの事由あつてのことではなければならぬが、その事由をさらに深く検討して、たとえば保険の収入といふようなものは、これはリストによつておのづから明白でありますから、これをどこまでかしたり、インチキするといふことは断然不可能であります。これはガラス眼の中での経営のごときのものである。たとえば今八百屋だとか、他の事業についていろいろ権衡を失つると言つておられるが、げた屋とか八百屋とかいろいろお互い商売をやつておるのだが、そういうような商売の収入は、タバコとかあるいはまた医療だとか、あるいは保険治療だとか、こういうものの収入とはおのづから性格が違つておる。實際も全然異なつたものであつて、こんなことに権衡を失するといふのはへりくつなんです。これは権衡を失しない、そのものずばりです。たとえば、保険治療をやつておるのとは医者や歯医者さんではないのだから、そういう問題につきましては、別に権衡を失するようないはない。私思うに、この際法律の欠陥があるならば、ひとつ立法措置をして、会計検査院がいろいろ疑義を抱くような困難をこの法律の上で措置してはどうか、かようなことを申し上げておるのでありますが、幸いに租税特別措置法を今審議しておるこの機会だから、記録にとどめるために一口申し述べておきますがこの租税特別措置法の中で、価格変動準備金百五十二億、所得のあるところにこれだけのものを控除することを認める、貸倒れ準備金六十億、退職準備金二百二十三億、それから電力会社がうけておるが、しかしいつ漏水するかもしれない、その

は、おそろくはそれだけの事由あつてのことではなければならぬが、その事由をさらに深く検討して、たとえば保険の収入といふようなものは、これはリストによつておのづから明白でありますから、これをどこまでかしたり、インチキするといふことは断然不可能であります。これはガラス眼の中での経営のごときのものである。たとえば今八百屋だとか、他の事業についていろいろ権衡を失つると言つておられるが、げた屋とか八百屋とかいろいろお互い商売をやつておるのだが、そういうような商売の収入は、タバコとかあるいはまた医療だとか、あるいは保険治療だとか、こういうものの収入とはおのづから性格が違つておる。實際も全然異なつたものであつて、こんなことに権衡を失するといふのはへりくつなんです。これは権衡を失しない、そのものずばりです。たとえば、保険治療をやつておるのとは医者や歯医者さんではないのだから、そういう問題につきましては、別に権衡を失するようないはない。私思うに、この際法律の欠陥があるならば、ひとつ立法措置をして、会計検査院がいろいろ疑義を抱くような困難をこの法律の上で措置してはどうか、かようなことを申し上げておるのでありますが、幸いに租税特別措置法を今審議しておるこの機会だから、記録にとどめるために一口申し述べておきますがこの租税特別措置法の中で、価格変動準備金百五十二億、所得のあるところにこれだけのものを控除することを認める、貸倒れ準備金六十億、退職準備金二百二十三億、それから電力会社がうけておるが、しかしいつ漏水するかもしれない、その

は、おそろくはそれだけの事由あつてのことではなければならぬが、その事由をさらに深く検討して、たとえば保険の収入といふようなものは、これはリストによつておのづから明白でありますから、これをどこまでかしたり、インチキするといふことは断然不可能であります。これはガラス眼の中での経営のごときのものである。たとえば今八百屋だとか、他の事業についていろいろ権衡を失つると言つておられるが、げた屋とか八百屋とかいろいろお互い商売をやつておるのだが、そういうような商売の収入は、タバコとかあるいはまた医療だとか、あるいは保険治療だとか、こういうものの収入とはおのづから性格が違つておる。實際も全然異なつたものであつて、こんなことに権衡を失するといふのはへりくつなんです。これは権衡を失しない、そのものずばりです。たとえば、保険治療をやつておるのとは医者や歯医者さんではないのだから、そういう問題につきましては、別に権衡を失するようないはない。私思うに、この際法律の欠陥があるならば、ひとつ立法措置をして、会計検査院がいろいろ疑義を抱くような困難をこの法律の上で措置してはどうか、かようなことを申し上げておるのでありますが、幸いに租税特別措置法を今審議しておるこの機会だから、記録にとどめるために一口申し述べておきますがこの租税特別措置法の中で、価格変動準備金百五十二億、所得のあるところにこれだけのものを控除することを認める、貸倒れ準備金六十億、退職準備金二百二十三億、それから電力会社がうけておるが、しかしいつ漏水するかもしれない、その

い、簡単なことではございません。所得計算の解釈だけに關する通達も、膨大な量に上つておりますことは御承知の通りであります。それで私ども所得税行政の一番の中心は、実は事実をよき調へて、その調へました事実に基づきまして税法をどう解釈をして、正しい所得を見出すかということに直接行政であります。これはもちろん御指摘の通り、簡単なことではございません。相当複雑なことであります。複雑ではあります、そういうことをやつて初めて真実の所得が見出され、真実の所得に対して所得税がかかるというので、所得課税が初めて公平な課税として――近代各国ともこれが非常に発達をいたし、アメリカやイギリスなどにおきましてはさらにもっと精密な法律なり通達ができたりまして、所得解釈に關するいろいろのことをやつておるわけでありまして、それで私どももいろいろの場合にやつておりますが、今回医療の所得につきまして特にいろいろ問題になりましたので、ここに通達を出しましたのは、中央から、今御指摘のように税務署でできるだけの判断の余地を少ししまして、解釈を明らかにして、事実をよく調へて、こういふ趣旨でやつて行け、こういうことを言つておるわけでありまして、ひとり医療だけではございません。農業につきましても、内務委員と二、三年前大分質疑応答をいたしまして、相当細かい農業所得の計算法に關する通達書を出しておることも御承知の通りだと思ひますが、すべてそういうふうには、所得につきましていろいろ問題がある際は、さらに掘り下げまして、よるべ

き計算の基準を示しておるわけでございます。そういう趣旨でこの通達も出しておるわけでございます。従いまし、私どもこの程度でありますれば、法律違反の疑ひは起き得ないで、税務署も正しい所得計算ができる、そういう趣旨におきまして出したわけでございます。その点御了承願ひたいと存する次第でございます。

○草葉國務大臣 お話のように、社会保険診療報酬に對します課税の問題は、ずつと以前からたいへん大きい問題として、その結果二十六、二十七両年度の取扱ひという形で現われて参つたのであります。この方法につきましては、先ほど大蔵省からの話にもありますように、いろいろ検討の余地もあつて、今回の通達になつて来た。しかし通達はただいま平田長官からも話のありましたように、従来の経緯にかんがみ、また第二回にはさらに府県その他の医師会長等ともよく連絡をしてという、それらの内容を含んだ實際上の、十分現実的に即した方法がとられておると存じます。今後の問題につきましては、今お話のように社会保険、社会保険の立場から課税の対象等の問題につきましては十分検討をして進んで行かなければならないと存じておりまして、寄りの大蔵省等とも私も協議をいたしておる次第でございます。

○春日委員 ざいぶん質問して来たのだが、一向その問題が解決しない様子でありますから、本意ではあります。すが、それではひとついろいろ交渉の内容にわたつてお伺ひをいたしたいと思ふ。

十二月初旬であります。国会の中に医療議員連盟というのがある。いま

す。その医療議員連盟の会合の席上において、次のような事柄が加藤國務大臣から談話の形式で発表されたということが、日本医師会の雑誌に掲載されておるのをご存じです。なおこの会合にはわが党からも岡田君並びに堂森君が医師として参加をいたしておりますので、つぶさにその当時の模様を承つて参つたのであります。その十二月初旬の医療議員連盟の公の会合の席上において述べられたことは、自由党總務会、社会保険の医療報酬に對してはその課税対象を総支払の二四％ないし二八％とすることに決定した、こういうことを國務大臣は述べられております。これは總務会の決定でありまして、さらに一箇月を經過いたしました。一月二十日ごろ、加藤國務大臣より同一の席上において次のごとく了解が求められておるのであります。すなわち、医療報酬の課税については、前述のごとく文書をもつてこれを國稅庁長官より地方に流すこととする――したということでもありませんから、するということに述べられておるわけでありまして、これが、すなわちこの自由党の總務会の決定が述べられ、さらにこのことを國稅庁長官より地方國稅局に流すということが、この公の席でも発表されておるのであります。が、本件について大蔵當局に對してどういふ連絡がその當時においてあつたものであるか、この点をひとつ植木次官から御答弁願ひたいと思ふのであります。

○植木政府委員 御承知のように、私が政務次官に就任いたしましたのは一月の中旬でございます。従つて十二月の問題につきましては、うすうす、た

だうわきにその問題は承知しております。それから一月になりました。からのお話の件も、私直接に連絡は受けておりませんが、そういう事柄は間接に、そういう問題があつたようなことは聞いたことがございます。

○春日委員 ここに見えておる國稅庁長官は今の當事者であります。が、本件については加藤國務大臣、あるいは草葉大臣からかういふ通達を地方に發すべき旨の何らかの御連絡を受けたことがあつたのであります。か、あるいは事実無根のことではあります。か、ちよつと伺ひたい。

○平田政府委員 私もそういう動きがあるということは聞いておりました。が、そういう趣旨の通達を出しては、いという要望はどこからも聞いてはおりませんでした。

○春日委員 それではさらに進んでお伺ひをいたしたいのであります。私も同郷の先輩である草葉大臣に對してはたいへん失礼な質問をすることに相なります。が、事柄まことにやむを得ない。昭和二十九年二月十六日參議院厚生委員會の連記録によりますと、中山委員の質問に對して次のごとく答へられております。まず中山委員の質問は、「この昨年の十一月の末に私が今年度の社会保険診療報酬に對する所得税の課税率が二四乃至二八％になつた、こういうことを聞いておつたのであります。が、その後のいろいろのところから情報が入りますと、この課税率の軽減に關して大蔵省にもいろいろ意見がある、又閣議でもまだはつきりしてない、というふうなことを聞いておるのであります。その真相を厚生大臣から一つはつきりとお答えを願ひたいと思ひ

ます。かういふ質問に對しまして、草葉さんの御答弁は「実はお話のように社会保険診療報酬に對します課税の問題は、昭和二十七年の閣議決定で、大体三〇％以内というふうに相成つて、二十七年はそれの方針でつて参りました。そのときに更に二十八年度になりました。二十七年に於いては更に検討するとかいふ一項が加つておつたと思ふ。そこで二十八年度の問題になりました。これは二十八年度の暫定措置として行つたから、二十八年度では普通のように戻してもらいたいというのが、一応の微税事務の當局の意見であつたと思ひます。併しこれは大変大きい影響をいたしますので、厚生省といたしましてはどうしても二十七年と同様な方法、二十七年と同比率を以てそれ以上はいろいろな關係から認めがたい。そこで只今お話になりましたように、ざつとばらんにお話ししようという御質問でございます。いまから、そのまゝ申し上げますと、閣議におきまして同三度の懇談をいたしました。最後に二十八年度も二十七年と同様なことにするということに閣議決定をいたしました。従いまして二十八年度は二十七年に於いては決定いたしました。それから、この点御了承を頂きたいと思ひます。中山委員はこれに對して「よくわかりました。かういふことに閣議が相なつておるのであります。が、さすれば現政府は閣議決定を認めないのであるか、あるいはまたこの閣議決定は事実無根、虚構であるのか。この点をひとつ草葉厚生大臣から明確なる御答弁を願ひたいと思ふのであります。

○草葉國務大臣 これはお話の通り

て、従つてそういう事務当局から各閣に対して必要な通達はしてないとうことが明らかになつておりますがあなたの言うことと違いますね。

○草葉國務大臣　もちろん閣議が決して通達するというのではなしに、私が先ほど申し上げましたこれは、何かの懇談の結果了解事項として、懇談として決定をいたしましたのでありますから、従つてそういう意味で私は申し上げております。

○井上委員　これは大事なことです。然ら、もう一度私は伺いますが、閣議は懇談的に了解を求めるという意味と、閣議における正式機関において了解決定という意味とは意味が違います。あなたは所管大臣としてこの問題の円滑なる解決をはかるうとして、関係大臣に必要な了解を求めることは当然の義務であります。その結果閣議がこれを了解をして、厚生大臣の申入れ通れやつておこうじゃないか、あるいは関係の大蔵大臣の申入れ通りきめておこうじゃないかということ、正式に閣議決定となるのです。だからあなたの了解するところという意味は、それけ正式な閣議決定ではない。正式な閣議決定ではないものを了解の上で閣議決定したというさような答弁は、国会における審議の上において非常な問題を起して参るのであります。そうお考えになりませんか。

○草葉國務大臣　それは私は、実は参議院でもその点は注意して、了解として決定したと申したつもりでございします。閣議がこれを正式に文書にし、あるいは正式に閣議の議題として決定したという意味ではなしに、さようなことになつておると存じます。了解決定

したと、こういう了解という字を入れましたのは、そういう意味で申したのであります。もしや不十分でありますならば、そういう意味であります。但し今お話の点につきまして、実はこのの点をもいへる／＼相談いたしたのであります。文書による閣議決定の形というところが一つでありましょう。しかし最後の結論は、大蔵省と厚生省その他の関係閣僚の間に了解ができましたので、今平田長官のあの通牒の線です。解をいたしましたから、従つて形の上で現わす必要がなくなつて、それで今後の地方に対するやり方の方針を決定した、こういうことに相なつたのであります。

考えるのですが、よくお考え直して、今からでも大局的から見ておそくないのですから、（笑声）この際お間違ひであつたということを御反省なされて、お取消しになつてはどうかと思つてあります。そこであなたに対して率直な御心算を伺いたいと思います。

（吉原愛國精大目）私が今まで申し上げましたように、私むしろありのままを申し上げておるわけでありませう。この問題は、たいへん前から政治的にまた、實際的にも大きな問題でありまして、再三再四相談を具體的に行はしたたわけでありませう。そのいたしたことをたまたまのような、最後にはもう方法はないので、こういう方法で行かねばいられないが、さて具體的にはどうするかというのが根本問題でございます。従つてその具體的の根本問題が、結論としては、さきに長官が申された形になつて参つたのであります。その間のいきさつを私先ほどから実は申し上げた。あるいは不十分であつたかも知じませんが、そういう意味でございま

たと初めてでございますが、改進黨でございまして、(笑聲)改進黨も社会党もかつて政権を担当したことがあるのです。そこで言いかえれば、閣議決定ということに対する書面の決定あるいは了解決定も、十分厳密して知っております。あなたは大臣になられて、おそらくこのときは日が浅いものだから、御鑑覧されたものだと思ふ。おそらくあなた自身として閣議で了解してもらふつもりであつたんじゃないですか。閣議了解決定ではなく了解してもらふつもりであつて、参議院でそういうところの御答弁をされた、こう私は

○福田(繁)委員　あなたも非常に御経
験浅いお立場として、御苦心されたこ
ととわれ／＼了解できるのです。むし
ろこの際、この段階になつては潔く、
二月十六日に参議院においては中山君
の質問に対する答弁と、本院において
先ほど春日、井上両君の質問に対する
答弁の中で閣議了解決定を見たといふ
ことは間違えておつて、閣議の了解を
得るつもりであつたのだと、とうひと
ついさぎよくお取消しになつた方がい
いと思ふ。もう一度あらためてあなた
に御進言しておく。

○草葉國務大臣　私が参議院で申し上げ

げましたのは、ただいま申し上げたよ
うな意味でございます。

○井上委員　さようですと、厚生大臣は何ですか、前二回閣議で決定したことを、今問題になつておりますその了解決定によつて、前回の閣議決定は踏みにじられることになりますが、踏みにじられた場合の処置はどうされたのですか。ただ国税庁長官の一斤の通達によつて問題は解決しておりません。もし前二回における閣議決定と三回目の閣議決定によつて事態が別なことになる以上は、当該の利害関係

団体である医師会長に了解を求めて、医師会の協力を求めた上での処置をとらなければならぬ。最初の出発は、厚生大臣と医師会長との間の了解事項になつておる。それが閣議に持ち込まれておる。それが一つの税法の新しい特別措置を講じて行こうということの申合せになつて、二十六年、二十七年は過ぎていた。二十八年度を取扱う場合において、あなたが新しい別の角度を考慮せなければならぬという事態が起つたことになるならば、当然その新し

い事態に対する政府の所信を利害関係団体の代表者に十分納得心さすの手を打つべきである。しかるにそれを打つてない。ただ一方的に国税庁長官をして通達をさせただけにすぎないでしよう。そこに問題の紛糾の大きな原因が横たわつておる。それと今あなたにもう一度はつきりお聞きしておきたいのは、了解決定という意味と、了解を請うたという意味とは非常に違うのです。閣議において了解を願つた、そして相手方の言うことも納得し、またこちらの立場も納得してもらわなければならぬから、そこに相身互いに、お互

いの立場を調整をして了解を顧たという意味と、その了解に基いて決定されたという意味とは意味が違うのです。閣議は内閣の決定機関ですから、この決定機関において相談されたことが単なる相談事項に終る場合と決定される場合とは違うのです。だからあなたはつきり参議院の委員会において了解決定されたということを答弁されておる以上は、これは閣議決定です。ところが今の御答弁によると、閣議で正式な決定になっていないというお話なのです。そこで国会に対するあなたの発

ということをお考えになりませんか、了解というのと決定という意味は違いますよ。閣議において了解していただきましたから、その了解に基いて必要な措置をとられましたというのと、決定によつて必要な措置をとられたというのとは意味が違います。私はそう解釈するが、福田君の聞いておるのもさような意味であります。従つてあなたが前段の了解だけにおいて事を納めたというのなら、決定になつ

ていないのですから、決定したという言葉を使つたのは不適當である。だからそれは行き過ぎの答弁であつて、決定というところまでは閣議としてはやつていない、單に閣僚大臣に了解を求めたにすぎない、その了解を私どもも納得したから、必要な措置をとらした、これがほんとうじやないですか。ところが連記録ははつきり決定となつており、その決定となつておるところにおいて国会は了承しておりますから、そこに非常に問題の食い違ひが起つております。そこまで私が申せば、あなたもたいがいおわかりだろうと思う。了

解事項だけにとどまつたものであるか、あるいは了解に基いて決定されたものであるか、この区切りをはつきりしてもらえばこの問題は解決いたしますから、あなたからさような点を御希望いたします。従つて私の質問は二つになつております。一つは前回における閣議決定と、今のあなたの報告によると、取扱いがかわつて来ております。かわつたことにおいて、関係団体にどう納得させたかということ、了解と決定の意義の違う点を御説明願ひたい。

七年との通牒は、先ほど来話がありま
した二五ないし三〇％、これはそうい
うはつきりした線であつて来ます。今
回の場合は、ただいまの通牒のような
次第であります。しかし昭和二十六
年、二十七年のときにこれは本年限り
であつて、他の方法を検討するという
意味をつけ加えて当時閣議決定をいた
したのであります。そこで二十八年の
場合には、二五ないし三〇％というや
うな、あの表現のしかたがどうもいろ

いろいろな点から考えて適當ではない、そこで精神は今申し上げた大体二十七年
度の内容を持つた行き方をして行こ
う、二十七年度の内容のやり方をして
行くが、そのやり方をどうするかとい
うことに苦慮したわけであります。そ
の具体的な方法は、平田國稅庁長官か
ら通牒の内容として先ほど申し上げた
通りであります。従いまして医師会等
におきましても、地方の医師会等
いろいろ／＼トラブルが起りますと、そう
いふ線に沿つて地方國稅局長なりとよ
く相談をする、内容は二十六年あるい
は二十七年のような内容を含んだ具体

的な行き方と私どもは承知して、現在も取扱つております。

○井上委員 もう一つ私は質問してあります。決定と了解とはどうお考えでありますか。

○草葉國務大臣 私が参議院で申しましたのも、少し言葉が足りませんのでそういうことになりましたが、了解をいたしたわけでありませう。

○井上委員 非常に大事なことで、それから伺いますが、二十六年の分と二十七年の所得税の取扱いについては、当該利害関係団体である医師会会長と厚生大臣との間に、かようなこととやるといふお打合せの上である問題は解決しておるのです。もちろん今あなたあるいは厚生大臣としては、別に二十六年に行われたあの処置と精神的には何らかわるものではないから、従つてさうなことを相手の医師会に厚生大臣として了解を求める必要はない、こういうふうにお考えになつたかもしらぬが、しかし今のいゝな説明を聞いておきますと、二十六年、二十七年の取扱いの事柄と、今度あなたが関係大臣との間に了解を求め、またあなたもそれを了解されてやろうとされる事柄とは、非常に事態が変化しておる、かわつておるのではありませんか。かわつて来たから問題が起つて来てる。そうすると、あなたはその利害関係団体の監督指導の重大な責任にある大臣として、この問題の解決について当然医師会に對して、新しく了解を得られました事項について、了解を求めるの措置を講ずべきであります。この前の決定とは違ふことになつたが、しかし取扱ひ方については前年度を踏襲して、大きな

變動、変化を与えないということ、十分徴税の担当官に注意するように処置をしておいたし、万々一トラブルが起るようなことがあつた場合は、私の方で十分関係当局とさらに打合せをするから、ひとまずこの措置によつて了解を願えないか、こういうことを医師会会長にあなたが十分納得得心させなければ、この問題は起らない。それをやつていないでしよう、それともおやりになつたか伺いたい。

○草葉國務大臣 この点につきまして、医師会並びに齒科医師会関係者には、それ〴〵この内容並びに今までのいきさつ等もよく伝えておきましたので、最近の齒科医師会等におきましては、本部から各府県に具体的に通知を出したと存じております。

○春日委員 これはまことにもつてけしからぬ事柄であらうと思つてあります。ただいま承りますところによりますと、今までの三〇〇以下というその課税方針は、これはいけなかつたから、この一月十九日の通牒の第一項目から第五項目によるような方法で行くのだ。ところがその結果は、とにかく去年と同じような課税になるようにという了解事項だと、こゝろ言われる。去年のやり方が間違つておつた、だからこれを修正してこの新しいやり方でやる。ところがその結果は去年と同じ結果になるようにという了解に達したというところは、これはやおちよう課税ではないか。こんなやおちよう課税を国民が納得すると思ひますか。あるいはこんな医師や齒科医師だけにいゝ法律上の疑義があるという。疑義があるならば、その疑義をただすべきではありませんか。その疑義はほつておいて、ただ単に体裁だけをつくらつて、結果は同じになるような了解に達したからそれでよいと言われるが、問題はそこに一つ生じて来る。はたして同じ結果になつておるかどうかが問題であつて、これは医師会方面の主張によることであります。ところがそれはなつていないから、ここにすでに問題が起つておるのだ。そういふやり方自体は違ふものさしではかつて、同じ寸法が出るといふようなこんなやおちよう課税を国民が納得すると思ひますか。国会がそういう徴税行政を看過してよいと思ひになられますか。この問題は私は重大であると思ふ。

さらにもう一つ伺いたいことは、この段階に至つて、われ〴〵は冷静にこの事態の経過並びにんまつを分析して判断して、そうして誤たざる決定を行わなければならぬと思ふ。私が冒頭に申し上げております通り、この問題については、医師はもとよりであります。が、国民も、それから各政党も、ひとしくこれは重大関心事でございまして、だからわれ〴〵はこれに對していゝ〴〵な意見を述べなければならぬ。しかしながら、こゝろ問題に對する私どもの代表であるところの閣下であるとか、あるいは参議院の堂森君、こゝろいゝような諸君がその會議に出ますと、加藤國務大臣がおつしやつたように、これは三〇〇以下である、これは去年よりもベター・サービスだ、二四〇ないし二八〇と總務会で決定をし、それでいゝといふことで党に報告され、党を通じて国民に報告される。その後二月十六日に至つて、これは国会の公の委員會において、大臣の御答弁によつて、これは二十七年と同じ

ように決定したのだ。だから中山委員を初めわが党の厚生委員諸君も、各党の委員諸君も、去年の通りならばまあしょうがないだろう。こゝろいゝことで納得して来ている。そうして今や租税特別措置法は明後日からとにかく実施しなければならぬといふところの段階に來ておる。いゝ〴〵な問題を処理しなければならぬのだが、かりにこゝろいゝような事柄がいけないんだ、去年のやり方はいけなから新しいやり方でやるんだといふことがあなたの方からファイナルに発表されておつたならば、各党ともそれ〴〵の意見があつたであらう。また租税特別措置法の立法措置の中においても、本委員會はこの問題を取上げてさらにいゝ〴〵と技術的に操作をするだけの余裕があつたと思ふ。ところが加藤大臣は大丈夫だ、草葉大臣は大丈夫だ、大丈夫だからよろうといふので今日まで作再日をつけましたことになる。そして今日、二日といふところになつて、あれはどうも閣議決定でやなくて、閣議の了解を得たように思つておつたとか何とかいふようなことでは、これは問題が重大であつて、解決はつきません。私は問題がこゝろに來ると思つたので、この問題は各党のありのままで判断をして、さうして穩便な、しかも適切妥當な結論を得なければならぬと思つて、午前中長時間にわたつてことさらにこの委員會を開かないで、懇談会でこれに對するいゝ〴〵な意見の交換を行つた。しかし結論に到達しないので、記録にとどめることのために委員會に入つたわけなんだ。ところがあなたは、二月十六日の参議院における厚生委員會の御回答に對しても責任をお持ちにな

らぬ。そんなことではいけない。あなたが責任を持つて二十七年と同じであるとか答弁されたならば、あくまでも二十七年と同じところの執行をされるだけの責任がある。それを今あなたが取消すとか取消さないとか、そんな問題じゃない。あなたがさう言われたなら国民に責任をお持ちなさい。そして二十七年と同じ決定になるんだと委員を初め国会議員にあなたが保障されたら、あなたが責任を持つて同じ結果を得るような努力をされる責任があるのは当然のことだと思ふ。それを今間違ひであつたとか間違ひじゃないとか、さういふことは町内会の寄り集まりの申合せ事項とは違ふ。少くとも委員會の答弁に對して大臣が責任を負わないといふことは断じて承服できません。そんなことは国会を嘲弄し國民を愚弄するものだ。このようなことは許されません。大臣は二月十六日の参議院におけるあなたの答弁にどういふ形でもつて責任をとられるか、この機会にあつたためて御答弁願ひます。

○草葉國務大臣 先ほど来申し上げておりますように、今後の一切の運営は、各地方におきまする実情に照らし、いゝ〴〵なやり方がありますれば、厚生省も大いにこれに協力をして解決するようにいたさうといふので、医師会、齒科医師会等とも相談をいたしている次第であります。従いまし、昭和二十八年年度で取扱ひます取扱ひ内容は、今平田長官からあゝいゝ通牒が出ておりますが、その内容については二十七年の内容を持つた行き方でも地方でも取扱つてもらいたい。こゝろいゝので進んで参つております。

ことは、二十七年年度の結果と同じような措置を講じてもらいたいということに了承したのでありますが、さすればこの機会に重ねて私は渡邊主税局長にお伺いをいたします。十二六、七年度の閣議決定に基くところのこの徴税方式と、この一月十九日の長官通達に基くところの徴税方式とは、明らかに違つておる。違つておるその方式、尺度をもつて測定した結果が同じ寸法であるというやうなややおもしろい課税方針というものが、徴税制度として許されていいものかどうか。この点をひとつあなたからまず御答弁をお願いしたい。

○渡邊政府委員 税法の建前から見まして、そこにいる問題がありますので、本年度におきまして新しい行き方をとろう、そこで平田長官からの通達にありますが、税法の許す限りにおきましてできるだけだけ見て行きたい、こういう行き方になつておるのだと思ひます。

○春日委員 それでは私は平田国税庁長官にお伺いをいたしますが、去年と同じやうな結果の出るやうな別の取扱の方式をきめてくれ、こういう御相談を厚生省当局から受けて、よろしいといつて御回答をなすつたから、これですなわち閣議の線がまとまつた、こういうことに私は了解せざるを得ない。去年と同じやうな結果になるということは、すなわち保険診療収入に對しては三〇%以下であるということになるのであるが、あなたは三〇%以下にする通達を出されたかどうか。この点をひとつ御答弁願ひたい。

○平田政府委員 私どもの方は、先ほどからそのまゝを説き上げたのでございまして、その通達そのまゝの趣旨を

よく実情に適するやうにやる、それだけでございまして。

○春日委員 それでは大臣の答弁と食い違ひではないか。大臣は去年と同じ結果が出るやうにひとつ措置をとつてくれ、ということとを税務当局にお話をし、税務当局はそれを承認して意見を合致を見たという御意見である。ところが国税庁長官の答弁は、そんなことは全然知らない、すなわち、こういうやうな通達を發して、この通りをやりなさい、その結果どういう形になるやうとも、二〇%になるやうとも八〇%になるやうとも、これについては何ら言及されてはいない。これでは言うことが違ひてはありませんか。われわれは社会保険診療といふものを考へてゐるが、その税金については、閣議においても了解決定に至つておるのだから、従つてそういう方式でひとつ徴税してもらいたい、こういうことを医師や歯科医師と相談され、その努力をもつて国税庁と折衝される。そこに法律上の疑義があれば、その疑義をただすことの立法措置が必要となつて来るであらう。ただいま国税庁長官は、技術的に完壁を期したものでなければならぬと言つておられるけれども、そんなことはあたり前のことである。法律が未熟で欠点だらけであつてはいけぬ。従つていかに困難であろうとも、その困難を乗り越えて、その法律の完壁を期するための努力は払われなければならぬ。私をして批判せしめるならば、これはさういふ通達だ、それは非常に狂つておるものさしなんだ、伸び縮みができないものさしなんだ、伸び縮みができないものさしなんだ、それをきつて、それで徴税行政がうまく行くと思われませんか。

しかも二十六、二十七年年度は三〇%といふことである、そういう結果が出て来る。そうすると、課税金額がそのものさしではかり出されたが、今度全然別のやり方で同じやうな結果が出て来るやうな徴税を行つてくれ、というやうなことを言われて、もしそれをあなたの方がよいと言われるならば、それはもう徴税制度の混乱です、秩序の混乱です。正直者がばかを見るやうな立法措置を何をする必要があるか。国税庁長官の独断でどんなことでもできる、通達一本で課税ができることを許すならば、所得税法も法人税法も租税特別措置法も全然いらなくなる。通達一本でよいといふことになつてしまふ。そんなめんどくさいことはありませぬ。これは責任ある答弁を要するから、さらに伺わなければ承知できませぬ。

○平田政府委員 私先ほど通達を三つくらい読み上げましたが、その全部をひとつ總合して判断していただきたいと思ひます。結果が前と同じやうになることは申し上げておけません。ただこういうことは申し上げておきます。「なお、従来の経緯に顧み、昭和二十八年分の業況が前年に比して大差がないにもかかわらず従前の取扱が廃止されたことにより所得金額が著しく増加する向に於いては、必要経費の算定につき特に配慮する等、できる限り実情に即するやう十分留意されたい。」これは率直申し上げて、つけ加えておきます。しかし率が三〇%になるやうな通達はいたしておりません。またそういうことは、私どもとしましては事柄の性質上、それを改めるのが今回の主たる趣旨でございまして、どうしていむずか

しいのではないかと思ひます。ただ今申し上げましたやうに円滑にやれといふことと、それから激増する向きに對して、特に注意するやうなということ、先ほど厚生大臣がお話になつておられますやうな趣旨を、私どもとしましては相当組み入れて行つておるつもりでございまして。

○井上委員 非常に大事なことから伺ひますが、厚生大臣のおつしやることと平田国税庁長官のお話とはこの問題解決の上に非常に食い違ひが起つております。厚生大臣は、さきに春日君からも読み上げましたやうに、参議院の厚生委員会においては、二十八年度も二十七年年度と同様にすることに關しては、二十八年年度は二十七年年度通りいたすことに決定いたしましたから、さう御承知をお願いいたします。それから、さう御承知を願ひますという答弁をされておる。従つて厚生大臣のそのときのお考え方は、国税庁、大蔵当局との間において、厚生省の立場を了解されて、二十八年通りの徴税が大体無理なしに行われるだらう、そういう考え方での答弁はされてゐるのだらうと思ふ。ところが国税庁長官から出ました通達といふものは、前年度より増加する分については、そこで多少の配慮を講じてやれといふことであつて、それはまったく当該地方税務署の署員の良識に基く尺度にこれをまかしておるものであつて、全然その意味が明確化されておられません。そこで問題が起つて來てゐるわけなんです。ある地方の税務署では、二倍になり三倍にもふつて來ておる、そういうことが至るところに起つて參りましたから、問題が紛糾して來たのです。だからあなたが参議院

厚生委員会で答弁をされた趣旨が、国税庁の方において十分了解され、税務署においてもそれに基いて取扱ひが行われておりますならば、これは問題になりません。そういうことじやなしに、それとはまったく逆な結果が至るところに起つて來て、それがこの法文化を必要とする議論になつて來て、この租税特別措置法で何とかならぬかといふところへ來た。だからそこを両方が誤解されておつたのでは話になりません。国税庁の今の通達に關する答弁で、あなたが参議院の厚生委員会に答弁した通りの答弁になつておるとあなたは思ひますが、それをさう伺ひたい。それから聞かぬととても話がつかぬ。

○草葉國務大臣 先ほど来だん／＼お話し上げました内容を持つた通達、これはあるいは場所によりますと、この通達はつきりしないやうな場合がある。その場合にはよくはつきりするやうに医師会等とも連絡をして、医師会等が当該国税局等と十分連絡をして、そして納得の行くやうな心持を持ち、またそういう態度をとつて参つておるのであります。

○井上委員 私は、この問題は少くとも閣議に持ち出されて、関係閣僚の間で了解された事項であると思ふ。この了解された事項が、厚生大臣の口を通して国会において答弁をされてゐる。その答弁をされたことが実行にあつて、閣議の了解事項が具体的に支持されてないといふことになつて來ますと、問題は一応もう行政的な措置だけではないかぬことじやないかと思ふ。閣議決定といへば、少くとも政府の最高の機関において了解されたことです。

その了解されたことに基いて厚生大臣が国会でこれを答弁しておる。一方その答弁通り行われておるか国税庁の通達を見ると、非常に疑わしい通達になつておる。そういうことになりまうと、法文化するより方法がないじゃないか、実際法文化より行く道はありません。閣議了解事項をひっくり返してみたいところが、多少気がねをした通達だけになつておつて、少しも二十七年の徴税実績というものを尊重してやろうというのじやなく、増加した分については、特別な考慮を加えてやれというくらいのもぢらにも解釈のできさうな通達になつておるといふことからして、そうなつて来た以上は、ここでどうだこうだと言つてみたつて實際上問題になりません。暫定措置としては、これをやはり法文化して明確化しておくより解決の道はないと考へます。いずれ後ほどこの問題に關連する質問が終りましたら、一府委員長の方においてもこの問題についての解決の道を見出すように、もう一度休養をされて、懇談に入りたいと思ひます。

○荒井委員 關連して……。今春日委員から社会保険の課税の問題に關する重要なポイントについての御質問が行われましたが、私社会保険の問題を割合に専門的に當つておりますので、一、二点質問しなければならぬと思ひます。三年前にこの問題が決定をせられた経緯を考へてみますと、大体において當時の一点単価が十一円五十銭、甲地は十二円五十銭、こういうものではやつて行けないというので、當時の医師会の幹部と厚生当局との間の政治的な取引によつて行われたのがこの問題でございます。ところがその政治的

な取引で行われた問題、同時に課税の問題として閣議決定となつて現われたのが、いわゆる二五％から三〇％の課税を社会保険についてはやるんだ、こういう閣議決定の了解事項が出て来たわけなのであります。ところがそれから三年経過したこの昭和二十九年年度において、昭和二十八年年度の課税をやる段階になつたときに、その閣議決定の線がなせられずれたかというのと、大蔵大臣は二つの理由を私の予算委員会における質問で述べている。まず第一には、他の納税者との関連、第二番目には、いづれにしても二五％、三〇％の課税をするといふことは、会計検査院の摘発を受けて処置に困る。従つてこれはどうもできませんというのが大臣の理由であつたのでございませう。従つてそういう理由によつて、いわゆる政治的なニュアンスのある解決をした問題を、ここで二五％ないし三〇％をびたつと一応押えて、普通の租税の支払いの仕方における図書費とか研究費、学会への出張旅費というふうな経費の形で落して、今まではあまり嚴重に見ておつたので、それを今後比較的ゆるやかに見て行こうというのならば、これは普通の処置なんです。従つてこれは会計検査院その他には触れないでしよう。ところが問題は、今度の単価の問題にこの問題が同時に響いて来る。

日本医師会が首脳部は、三年前の政治的な取引が現実において破綻を来したために、武見副会長も、柳原副会長もすでにやめております。なぜやめたかといへば、税金問題が自由党総務会の決定の二〇ないし二八％のはつきりした線が出なかつたために、日本医師会が首脳部は全部やめております。従つ

て現在の日本医師会の首脳部がやめたことによつて、ここに具体的な新たな政治問題として、昭和二十六年に起つたところの単価の問題が起つて来る。昭和二十六年の甲地区の十二円五十銭、乙地区の十一円五十銭にあつてさへも、これでは社会保険の良心的な診療を担当して行くためには低いという結論のもとに、課税面で軽減されておる。ところがすでに三年を経過した現在においては、十二円五十銭、十一円五十銭でやつて行けぬことは明らかだ。従つて税金の問題において破綻を来し、単価の引上げもどうにもならぬといふところから、いわゆる日本医師会の幹部の総辭職がある。これはひとり日本医師会の問題ではなくして、日本の社会保障制度を推進して行くところの厚生行政の重大なポイントだと思ふ。そういう点から考へて、課税が今までと違つた線に持つて行かれ、単価もそのままだにすえ置かれるとするならば、その一切のしわ寄せは、社会保険の中核であるところの勤労大衆、あるいは農村における国民健康保険に一切のしわ寄せが寄つて来ることは火を見るより明らかである。そういう状態に置くことは、私は許されないと申す。もし大臣の今の御答弁のように、閣議了解決定をしたというあいまい模範たる政治的決定によつてこういう問題が解決せられ、しかもそのあいまい模範たる政治的決定によつて、税務当局の出先の税務吏員のきわめて主観的ないわけの筆先だけの決定によつてこの社会保険に対する課税が行われて行くとするならば、今まで長い間この委員会が論議していただいたこういう問題は、何らこれは確とした結論が出せないとい

う状態になつて来る。われ／＼は、少くとも私は、一人医系の議員でありますが、こういう線を確定した線として了解いたしております。すでに大蔵大臣も、二月二十六日の私の予算委員会第一分科会においての質問に対して、今まで二十六年、二十七年はそういう三〇％でやつて参りました。しかしさういせん申しますように、納税者に対する意欲の問題とか、会計検査院等の問題もありまうので、学会や研究費等で必ず所期の目的を達します。こう言つた。所期の目的というものは二十七年、二十六年に行われたその率でやるといふことです。これはあなたもすでに参議院で言明せられた。ところが現実にはわれ／＼が地方の医師会に行つて調べてみますと、現在医師会では三〇％以上で申告しております。なぜかという上で申告しております。なぜかという上、出先の税務当局はそのくらい申告してもらわなければきかないのでございませう。従つてこういうふうなすでに一応われ／＼が了承しておる問題が、出先に行つた場合にまつたく混乱するといふことは、これは明らかに国税庁長官の責任と言わんよりか、私は大蔵大臣の責任であり、しかも医療行政を推進して行く厚生大臣の責任でなければならぬと思ふ。少くとも閣議決定をしておるといふあの連記録の線がほんとうであるならば、あすでも大臣はもう一回この問題を閣議に持ち込んで、はつきり閣議決定をして、ひとつ平田國稅長官の方に通達してもらいたい、それが大臣できるかどうか、御答弁願ひます。これが私はポイントだと思ふ。

○草葉國務大臣 実は先刻から再三申し上げましたように、この問題は数回

閣議で懇談その他の形におきまして相談しました。これはお話のように、昭和二十六年来のまことに大きい問題であります。しかもこの取扱ひによりまして、社会保険の単価にたいへん大きく響く問題であります。そういう意味におきまして慎重にこれを検討し、何とか方法を講じておかねばならないといふことで、だん／＼せんじ詰めて、先ほど申上げましたが、今のようになつて相なりました。これが末端に参りました場合に不十分な結果になつたといふたゞいまのお話であります。これは厚生省も大蔵省も——今大蔵大臣の答弁等もお話になりましたが、よく相談して参つたのであります。従ひまして、地方でこれらの点については所期の目的が不十分なような場合は十分連絡してらつて、十分でないようにして行こうじやないか、現在の税法のもとにおきましては、この方法をもつてする以外にはないのじやないかといふので相談をしながらやつたのであります。

○柴田委員 厚生大臣にお尋ねいたしたい。大分議論が尽されたと思ひますが、結局単価の問題が税金の問題に關連して来る、これはだれもわかることではあります。この単価の問題が戦前十五銭だった。そして現在乙地で十一円八十三銭でございます。そうすると、この指数から申しますと七五に上昇しております。諸物価の今日の状況はいかがでございますでしょうか。大体戦前の三六七、八から三七〇というものが標準の物価指数でございます。この報酬率の七五と物価指数の三七〇と比較いたしました場合に、四分の一しか當つておりません。こういう非常に低

一

報酬を押しつけておりまして、もしもこの税制の問題がこんがらかつて、地方におきまして保険に關係を持つ医者が全然診療ができないうような問題が起きた場合は、当然厚生大臣の責任であると思はれるのでございします。そういう事態が生じた場合はどのような御処置をおとりになるのか、承つておきたいと思ひます。

○草葉園務大臣 実はそのような事態の起らぬように努力をし、また苦勞をいたしておるのであります。現在にはほんとうに準備が安いと存じます。しかしこれを改めようとはいろいろ／＼な面に影響が大きいので、現在開業していらつしやる医者の方々は相当御苦勞をいただいておると感謝いたしておりますが、にわかに準備の改訂等は困難な状態でありまして。

○福田(繁)委員 この問題は実に大事な問題であつて、本委員会がいかに關心が深いかといふことは草葉大臣も御了承と存するのであります。元來現内閣において草葉大臣ほど純情で、公平な、責任觀念の深い方はない、われわれは大いにそこに期待しているわけでありまして。同時に局長並びに長官諸君も、このまま置いておきますならば、この純情な厚生大臣を苦境に追い込むといふことになつて、この内閣が十日や十五日続くかわからないが、今のうちから両省の対立を見るというところは、われ／＼として嘆かわしく存じますので、あらためてよく御協力するよう願ひたいと思ひます。

そこで委員長に申し上げるのであります。本日は租税特別措置法に關して、涙ぐましいほど与党の諸君がじりじりと非常に御心配されておりますの

で、一応このあたりでちよつと休憩されて、厚生大臣は参議院の方の本会議で待機しておられるらしいから早く行つてもらう。同時に本委員会は休憩して理事會を開いて、この法案をいかに處理するかといふことを、超黨派的に各委員で協議してもらつてよいにしても、提出したいと思ひます。

○千葉委員 いかでございしますか、ただいまの福田君の御演説のごとく決定しようといふ感じがいたします。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員 御演説がないようでありまして、さういふ決定はいたして、しばらく休憩いたします。

午後三時五十分休憩

午後三時五十分開議

○千葉委員 休憩前に引続き會議を開きます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題として質疑をさらに続行いたします。井上君。

○井上委員 この租税特別措置法で、今度新しく交際費の一定限度を越えなう部分については損金に繰入れ、さらにその残の部分については二分の一以上に課税するといふことになつておりますが、このうちで、この法の適用を受けまゝの資本金が五百万円以上といふことになつておりますが、五百万円以上と押えられた理由はどこにあるのですか。五百万円以下のものは恩典を得ることができませんのか、この点を伺ひたい。

○渡邊政府委員 五百万円以上と押えられたのは、大体小さな法人につきましては、さうした制限の必要はあるまいといふので五百万円以上と押えたわけでありまして、これは今風典とおつしやいまして、その実は、この規定の適用を受けない場合におきましては、交際費については制限とか、さういふ意味のものはないといふわけでありまして、むしろこの規定の適用を受けるものだけが一定交際費について制限を受ける、さういふわけのものであります。考え方としては、さうした小さな法人を抜かした理由のものは、現在となく交際費としてうわさのありますのはいわばお雇い重役の性格のものではないか。しかし五百万円に足らない小さな会社で、いわば同族会社のもの、さういふ会社におきましては、さういふ交際費も使用まいし、従ひまして特にさういふ制限も必要あるまいか、さういふ点が一点と、それから前会と同じような提案がなされ、議論がなされたとき、小さな法人におきましては、帳簿の整理などが不十分であり、あるいはこれに対する税務署の署員のい／＼な調査といふ点においても、トラブルが多いのではないか。しかし五百万円以上といふことになりまして、これは実は調査課所管のことになつておりますので、調査課所管になれば、税務署の調査に参る者も相当の年配でもあり、経験も知識もあり、それやこれや考えまして、調査課所管のさうした法人だけにさうした制限の規定を適用したらいいのじやないか、これはむしろ規定の適用を受ける会社の方が一定の制限に當るのでございまして、小さな会社にはさういふ意味の制限は必要あるまい、さういふ意味で今申ししたような趣旨の提案をした次第でございします。

○井上委員 それからこの交際費の規定について一応定義的なことが下されております。つまり「交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他の事業に關係のある者等に対する接待、きよう、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」と、非常に範圍が広く解釈されるのであります。得意先、仕入先その他の事業に關係のある者といふのはどういふことでありますか。

○渡邊政府委員 得意先、仕入先、これはあらためて申し上げるまでもないのではありません。その他事業に關係のある者、これは現実の事実としてわれ／＼見て参りますと、あえて得意先、仕入先といふ名前には入りませんが、その事業關係の者、い／＼あると思ひます。さういふ人たちにやはりさういふことをやるのが事実でございまして、これを得意先、仕入先の者だけに限定するものもおかしからうといふので、その他事業に關係のある者等に対する接待、接待もやはり入れるべきじやないか、かように考へておるわけでありまして。

○井上委員 この「その他事業に關係のある者」といふことになつて参りますと、たとえば政府が監督し、またはいはる／＼な物資の割当あるいは許可、認可、さういふ關係から役所の人がその会社へ行きまして、そこで接待を受ける場合にはこの中へ入りますか。

○渡邊政府委員 その他事業に關係のある者といふと、私思ひ違ひもしておりましたので、ここで補足させていただきますが、この中にはその会社の重役さんなり、それから部長とか、さういふた者がお互い一緒にやつてやる場合もやはり入るものと考えております。それから今お話のような場合もい／＼あると思ひますが、さういふ場合もやはり入るものと考えております。

○井上委員 役所から当該工場や会社に行つて必要な調査、必要な指導監督をいたします場合は、必要な旅費、必要な宿泊費といふものが支給されて参ります。それを会社の方が料理屋、待合等で宴会をいたしまして、そこで必要な経費として交際費を認めるということとは矛盾しませんか。

○渡邊政府委員 これは認めるというのが私にはちよつと——これは多少井上さんに誤解もあるのじやないかと思ひますが、役所の者が会社等に行きまして接待を受けるというふうなことは決して好ましくないことであり、誠にこれは避くべきことであると思ひますが、しかしこれは、一定の範圍の交際費はもうできるだけ節約して、さういふ趣旨の規定なんでありまして、さういふものがあつた場合の話をございしますが、さういふものを節約すべき交際費の範圍の外へ出すのはむしろおかしいのじやないか、さういふ考へ方に基いておるわけでありまして。

○井上委員 これは趣旨として、われわれは交際費に課税をすべしといふことをやがて主眼して来ておりますから、そのたどつておる方向についてはわれ／＼原則的には賛成でありまして、さういふ強制的な交際費抑制の措置をとるべきじやないか、単に制限を加えるだけではなしに、制限を加えるとともに、節約された分についてさら

役さんなり、それから部長とか、さういふた者がお互い一緒にやつてやる場合もやはり入るものと考えております。それから今お話のような場合もい／＼あると思ひますが、さういふ場合もやはり入るものと考えております。

に資本に組み入れて行く場合には、それ相当の減税の措置を認めるという方向に考えることが一つであるとともに、大体これらの算出の基準を出しておきますけれども、いろいろ検討しますと、これらの算出の基準というものがなか／＼問題が多いし、なおかつこれを七〇％というところで押えておるところに、われ／＼としては非常に問題があるわけでありまして、少くとも政府みずから国民に耐乏を求め、奢侈的消費をできるだけ抑制して行こうというときに、交際費だけは七〇％認めて、さらにその後また一五％を押まて、実際は八五％まで認める、こういうことになつてゐるわけですが、だから少くともこれはもつと率を低く押えてやるべきではないか、全然交際の必要はないということと申しますが、しかし今まで交際費があつた方の推定においても七、八百億くらいあるじやないかと思ふ。われ／＼の推定では少くとも千億を越してゐるじやないかと思ふが、そういう面がいたずらに発展するために、不要不急の建物がど／＼建つて、かんじんの人間の住む住宅はほとんど建つておらぬ。この実情から見ても、この面に対する思い切つた重税を加えて行くということが、当然あなたとしては考えなければならぬことではなかつたかと思ふ。どういふわけで一体八五％も認めなければならぬかというところに、われ／＼としては非常に政府の税制の面における主張と異なつた結果がこゝへ出て来てゐるのじやないか、こういうふうな私ども思ふのですが……。

○渡邊政府委員 七割がいいか、あるいは五割がいいか、六割がいいか、こ

れはいろ／＼御意見のあるところと思ひますが、政府といたしましては、やはり会社におきましては、その今までのことを極端に急に云々ということも問題がありましようし、大体この程度がよからう、それでその範囲を越えたものを半額だけ損金に算入しないということになつておきます。これが八割五分になるというところは、正直なところちよつと違ふわけでありまして、八割五分ということになりまして、たとへばある会社が七割五分であるという場合には、全然この規定にからないわけでございますが、現在御提案申し上げておきます制度は、七割五分の場合におきましては、その五分についてはその半分、すなわち二分五厘に当りますが、これはやはり損金に算入する。従来と同じように、百が百あつた場合には三割だけ超過する、従つてその三割の半分、こういう場合には井上委員のおつしやるように、ちよつと八割五分に当りますが、八割五分に制限したというのとはちよつと意味が違ふ、これはよくおわかりだと思ひます。一席そういう趣旨で、とにかく七割程度というものを基準とするのが適當ではないかと考えた次第であります。

○井上委員 次に法人が増資を行つた場合、利益配当金の一部を免除とするということになつておきますが、この場合、これらの法人に対する業種を指定しております。製造業、鉱業、建設業、運輸業、通信業、これらに大体限つておりますが、どういふわけでこれらの業種に限つたのですか。

○渡邊政府委員 その他命令に定めるものというのをごいまして、これにつきましては、実はお手元に政令で定める事業の種類を御配付申し上げておると思つております。まだ最後の決定に至つておりませんが、現在われ／＼が考へてゐるところでございます。この趣旨は、すでにたび／＼御議論があつたと思ひますが、法人の自己資本をできるだけ充実さして行きたい、こういう趣旨から出てゐるわけでありまして、従つてその範囲は、相當広く認めて行くつもりであります。ただこれは、そういうのをあけていいかどうか、多少疑問があると思ひますが、たとえば待合、料理屋といったようなものも法人があるわけでございますが、そういったものまで自己資本充実の必要があるかどうかということになりますと、これはいかにががたうふうな感じがいたしますので、この際そうした自己資本充実という面におきましても、特に推進すべき業種と考えられたいような業種だけをむしるのけるといつたような趣旨におきまして、この適用を受ける業種を規定して行く。こういうつもりでその他の政令に定める業種につきましても指定して参る、こういうつもりで、実はお手元に資料を差上げてある次第であります。

○井上委員 もう一点、今度の特別措置法で鉱床の探鉱を容易ならしめるための機械設備の必要経費を認めるとか、あるいはまた鉱床を探索するための機械設備を取得したとき、新鉱床の探鉱に支出したときというふうな特別を設けて損金に算入しない、こういうことになつております。この鉱床の探鉱を容易ならしめるというが、一体そういう措置を講じる必要がある場所、つまりこの減税措置に該当し得る年間の見込み場所、それからそれに必要とす

る機械設備、あるいはそういう措置によつて新鉱床は一体どれだけ発見される見込みを持つておるかというこの二点と、それからこれは政務次官に伺うのですが、御承知の通りわが国の探鉱の機械設備といふものは、探鉱の施設の老朽化等によりまして、非常に炭柄が高くつてゐるために、外国石炭と比べて非常に炭柄が高いので、これが工業原料として動力源に、また熱源に使ひます場合、非常にコスト高になる。それよりも輸入の重油を使つた方が修費その他にもさしきりなしいに行けるといふところから、恐ろしい勢いで工場動力が重油化されておる。また国内の炭柄が高いところへ持つて来て、今申したような外国燃料源によつて圧迫されておる。両方からして滞貨が非常に多い。滞貨が多いところへ持つて来て、こういう新しい措置を講じてどれだけ一体炭柄が引下げられ、わが国の生産コストがこの措置によつてどれだけ一体下るかということが具体的にねらわれませんと、この措置は結局炭炭業者だけの利益になつてしまつて、全般的わが国の生産力に役立たぬことになつて来る。そういう点に対して政務次官はどうお考えになりますか、あわせて伺ひたい。

○渡邊政府委員 最初に私に対する御質問からお答えしたいと思ひますが、これは本委員会でも前に御答弁申し上げたのではないかと申してあります。が、この新しい鉱床のための探鉱が必要ないといふのは、もちろんコール・マインの関係も入りますが、主として金属関係が非常に多いございまして、通産省との話し合いによりまして、大体金属関係の鉱床の探鉱費につ

いて何か特別な措置を考へるべきではないだろうか、こういうふうな筋で参つて来ております。と申しますのは、石炭の関係でございますと、上の方からボーリングなどしまして、一応どの程度に炭があるかといつたような点がかかりわかるようございまして、ただ金属の関係におきましては、それがなか／＼わかり切らぬものですから、特に金属関係におきましては、新しい鉱床を引続き探して行きますと、日本将来における金属鉱業というものが今のような程度の生産も維持できなくなつて行くのじやないか、こういうふうな見通しがあるようございまして、それに基きましては、具体的にそれではどこでどういふふうな点につきましまして、これはおしかりをこうむるかもしれないが、現在手元に資料がございせんので、あるいは遅れて恐縮ですが、後ほどよくければ、通産省の方から取寄せましてお目にかけたいと思ひます。

○植木政府委員 ただいまの渡邊政府委員の答弁によつて御了解できたと思ひますが、石炭の問題と申しますよりは、石炭以外の鉱物資源関係の探鉱を主とするものでございまして、従つて石炭についてはただいまの御質問に当りません。すなわち、私もお手元にごいしませんので、さよう御了承を仰ぎたいと存じます。

○井上委員 そうすると、これは石炭には全然関係はないのですか。

○渡邊政府委員 規定の趣旨からいたしますと、石炭を特に除外してゐる規定ではございせん。ただ現在盛んに探鉱をしながら新しい鉱床を求めてい

というものは、金屬關係であり、同時にその必要の痛切に感じられているのも金屬關係であります。こういうような意味でございます。

○井上委員 石炭はこれに適用しないのですか。

○渡邊政府委員 冒頭に申しましたように、法律の上から言いますと、石炭についてもこの法律は適用がございします。ただ要するにこの法律の規定を御制定願いたいと思ひまして御提案を申し上げました理由は、メタル・マイニングの方にあるということで、従いまして石炭の方におきましてこの規定の適用を受けるというのは、むしろ割合に少ないのではないかとこのことを申し上げておるわけでございます。

○内藤委員 私は動議を提出したいと思ふのであります。それは先ほど来医師及び歯科医師の社会診療報酬に対する昭和二十八年度の所得税の問題につきまして、政府と質疑応答があつたのであります。これに関連いたしまして、本委員会といたしまして意思を定めまして、委員長から議長を通じて、政府にこれがほんとうに実現するように申入れを願ひたい。その動議を提出したいと思ふのであります。この案文をこれから朗読いたします。

医師等の徴税に関する件
医師及び歯科医師の社会診療報酬に對する昭和二十八年分の所得税の課税については、従前採られた標準率に関する特別の措置がこの年から廃止された事情等にも顧み、その業況が前年に較べて大差のない者の負担額が、この措置が廃止されたことによつて著しく増加することのないよう、政府は課税上特段の措置を講ぜられたい。

右決議する。

なおこの問題につきまして立法すべしという議論もありますので、この点につきましては、願わくは委員長におかれましては、税制小委員会において十分御検討願ひたいということを付言いたしまして、動議を提出いたします。

○千葉委員 たいだいまの内藤君の動議について採決いたします。内藤君の動議のごとく当委員会において決議いたすに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○千葉委員 御異議なしと認めます。よつてさうに決定いたしました。

次に、たいだいまの決議につきまして政府当局において御意見があれば、この際発言を許可いたします。

○植木政府委員 たいだいまの御決議の趣旨は大臣にも伝えまして、部内におきましてでもできる限り尊重いたしまして運営いたしたいと存じます。

○浅香委員 動議を提出いたします。ただいま議題となつております租税特別措置法の一部を改正する法律案につきましては、質疑も大体終つたと思ひますので、この程度で、打切られんことを望みます。

○千葉委員 たいだいまの浅香君の動議のごとくに決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○千葉委員 御異議ないようでありますから、本件につきましては、以上をもつて質疑を打切ることといたします。

これより本案の討論採決に入りたいと存じますが、本案に對しましては、改進黨の内藤友明君及び自由黨の黒金

泰美君よりそれ〴〵修正案が提出されておりますので、まず修正案提出者から修正案の趣旨弁明を求めます。内藤友明君。

租税特別措置法の一部を改正する法律案に對する修正案
租税特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

等七条の六第一項の改正に関する部分中第七号を第八号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 陶磁器の輸出のためにする上給付を行う者への自己の製造した陶磁器の素地の販売

第七条の六第二項の改正に関する部分中「第八号又は第九号」を「第九号又は第十号」に改める。

第七条の六第三項及び第四項の改正に関する部分中「第三号又は第五号から第七号まで」を「第三号又は第五号から第八号まで」に改める。

第七条の六第五項の改正に関する部分中「若しくは輸出業者」に改め、「販売をなし、」の下に「陶磁器の上給付を行う者への自己の製造した陶磁器の素地をなし、」を加え、

「第三号又は第五号から第七号まで」を「第三号又は第五号から第八号まで」に改める。

第七条の六第三項の改正規定中第二号及び第三号をそれぞれ第三号及び第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 陶磁器の上給付を行う者が第一項第四号又は第五号に掲げる

取引をなした場合において、当該取引に係る陶磁器が他の者から購入した陶磁器の素地に上給付をしたものであるときは、当該取引に因る収入金額から当該購入に因るその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額第七条の七第三項及び第四項の改正に関する部分中「第三号又は第五号から第七号まで」を「第三号又は第五号から第八号まで」に改める。

第七条の七第五項の改正に関する部分中「若しくは輸出業者」に改め、「販売をなし、」の下に「陶磁器の上給付を行う者への自己の製造した陶磁器の素地の販売をなし、」を加え、

「第三号又は第五号から第七号まで」を「第三号又は第五号から第八号まで」に改める。

○内藤委員 たいだいまの租税特別措置法の一部を改正する法律案について修正案を提出したいと思ふのであります。案文は皆様のお手元へお配りいたしてありますので、それをごらんいただきたいと思ふのであります。速記にはこのままお載せいただきたいと思います。

第一は、陶磁器の輸出奨励のために所得税、法人税などの免税措置をとつたのであります。

第二は、消費生活協同組合及び同連合会の法人税に對しまして、特別の減税措置をとつたのであります。これをどうぞ満場一致御決議あらんことをお願いいたします。

○千葉委員 次に、黒金泰美君。

租税特別措置法の一部を改正する法律案に對する修正案
租税特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五条の十一第一項の改正規定中「昭和二十九年二月一日」を「昭和二十八年十二月一日」に改め、第四号を削り、同条第四項の改正規定中「及び同項第四号の年百分の二十に相当する金額」を削る。

○黒金委員 私どもから出しました修正意見は、やはりお手元に配付してあります通りで、第五条の十一第一項の改正規定の中で「昭和二十九年二月一日」とありますのを、「昭和二十八年十二月一日」にさかのぼりまして、若干の会社にもこの趣旨の恩典を与えたい。同時に法文の中で条件といたしております第四項の中の年百分の二十に相当する金額、年二割の配当を越えてはならないという規定を削除いたしまして、いささか配当制限的なきびしい感じを財界に与えて、無用な摩擦の生ずることを避けたい。かような措置でございします。どうか皆様の御賛成を望む次第であります。

○千葉委員 修正案の趣旨弁明は終了しました。

これより本案及びたいだいまの同修正案を一括議題として討論に入ります。

○浅香委員 たいだいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案及び二修正案につきましては、いずれも討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

議のごとく決定するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 御異議ないようでありますから、本案及び右両修正案につきましては、討論を省略して、これよりただちに採決に入ります。

まず内藤友明君提出の修正案について採決いたします。これに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕

○千葉委員長 起立総員、よつて本修正案は全会一致で可決いたしました。

次に、黒金泰美君提出の修正案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○千葉委員長 起立多数、よつて本修正案も可決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました再修正案の修正部分を除いた原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○千葉委員長 起立多数、よつて本法案は内藤友明君及び黒金泰美君提案のごとく、修正議決いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました内藤君提出の修正案中、若干字句の訂正を要する箇所があります。その方法手続等につきましては、委員長に御一任願つておきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 御異議なしと認めます。よつてさように決しました。

なおただいま修正議決いたしました本法案に関する委員会報告書の作成、

提出等の手続につきましては、委員長に御一任願つておきたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 御異議なしと認めます。よつて委員長に御一任をいただくことに決しました。

本日はこの程度をもつて散会いたします。

午後四時三十分散会

〔参照〕

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年四月六日印刷

昭和二十九年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局